

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年3月7日（金）午前8時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松枝正浩君	副委員長	野村和人君
委員	藤田直仁君	委員	塩井川公子君
委員	山口仁美君	委員	宮田竜二君
委員	前島広紀君	委員	有村隆志君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

教育部長	上小園拓也君	教育総務課長	林元義文君
学校教育課長	山口良二君	学校教育課長補佐	尾崎裕樹君
教育総務課主幹	山内太君	学校教育課指導事務長	寺田繁樹君
学校教育課管理事務長	永松一郎君		

6 本委員会に出席した陳情者は次のとおりである。

鹿児島県教職員組合 始良伊佐地区支部霧島地域協議会	書記長	池上孝子君
	副議長	藤元綾乃君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第8号：霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

議案第13号：霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第14号：霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第15号：霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

陳情第1号：誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実を意見書として国へ求める陳情書

陳情第2号：誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書

陳情第3号：「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について

「開議 午前8時58分」

○委員長（松枝正浩君）

ただいまから文教厚生常任委員会を開会いたします。本日は、去る2月25日に本委員会に付託されました、議案4件及び陳情3件の審査を行います。本日の会議は、御手元に配付しております次第書に基づき進めていきたいと思っております。

△ 陳情第3号 「持続可能な学校の実現を目指す」実効性ある学校の働き方改革長時間労働

是正を求める陳情書採択の陳情について

○委員長（松枝正浩君）

陳情第3号、持続可能な学校の実現を目指す実効性ある学校の働き方改革長時間労働是正を求める陳情書採択の陳情について審査します。本日は陳情者である鹿児島県教職員組合始良伊佐地区支部霧島地域協議会書記長池上様、副議長藤元様が出席をされております。陳情者の方に、議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から陳情の内容趣旨経緯などについて、簡潔に御説明を頂きます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えを頂きます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（池上孝子君）

ただいま御紹介いただきました、鹿児島県教職員組合始良伊佐地区支部霧島地区協議会で書記長をしております池上と申します。まずはじめに、私たちの陳情に対しまして、お時間をつくっていただき感謝申し上げます。本当にありがとうございます。それでは陳情書について説明をさせていただきます。前半私のほうで、後半藤元のほうで2人で説明をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。まずは、学校現場の実態について少し話をさせていただきます。陳情書にも書いてありますように、学校現場は非常に多忙を極めております。私たちの業務は、児童生徒に授業を行うことだけでなく、児童・生徒・保護者の相談に応じたり、様々な報告書を作成、また提出、研修会への出席、生徒指導や不登校生徒への対応など、業務が多岐にわたります。その結果、勤務時間内で業務を終えることができず、日々、超過勤務をせざるを得ない状況です。また、中学校においては、部活動指導があり、多くの先生方が放課後は部活動指導を行い、部活動指導を終えてから翌日の授業準備を行っています。また、土日に大会が行われることが多く、時には休みなく月曜日を迎える先生方もいます。このような状況の結果、教員希望者は減少しており、今年度の鹿児島県の教員採用試験の全体の倍率は2.1倍、小学校においては1.2倍でした。また、病気休職者や早期退職者も増えており、県教委の発表によると、2020年、2022年は、精神疾患による病気休職者は98人で、全病気休職者の75%を占めています。また、昨年度は255人の早期退職者が出ています。特に危惧するのは、20代や30代の若い先生方が82人も退職しているということです。これからの鹿児島の教育界を担っていくべき若い世代が教員として魅力を失い、期待して入った職場に絶望を感じて退職していくという現実があるということは、未来を築く子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。このような現場の実態に文科省も危機感を持ち、様々な通知文を出しています。平成31年1月には、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について通知を出して、県も各市町村も勤務時間に関するガイドライン及び部活動に関するガイドラインを策定しています。御手元に資料を準備させていただきました。業務量の適切な管理に関する方針、令和4年2月霧島市教育委員会、もう一つは霧島市の部活動の在り方に関する方針というのを資料として出させていただきました。その中で、超過勤務時間が月45時間、年間360時間を超えないとなっておりますが、先ほど述べたように、今の学校現場では優にこの時間に収まるような勤務実態ではありません。私が勤務している学校でも、月によっては80時間を超える勤務をしている実態があります。県教委が策定したアクションプラン2019から2021によると、超過勤務が月40時間以内、そして教職員の80%が業務改善が進んだと実感する、この二つを目標としてアクションプランが策定されました。アクションプランは、2021年で3年間の計画期間で終了しましたが、県教委はその後フォローアップ調査を実施しています。2023年度上半期4月から9月については、月45時間以上が小学校が24%、中学校が34.5%、特別支援学校が5.9%となっています。2022年度と比べると、小中学校においては増えている実態があります。部活動に関するガイドラインが作成され、平日は2時間、休日は3時間の活動、そして平日に1日、土日のうちいずれかを休むとなっております。これについては

各学校かなり浸透している実態があります。ただ、先ほど述べたように、放課後に教材研究の時間がとれない、そして自分が経験したことない競技の指導を任せられ、精神的に苦痛を感じるなど、中学校において部活動指導の課題は解決されていない実態です。部活動の地域移行の取組も各自治体で始まり、モデルケースもつくられていますが、具体的に結果を出している実情ではありません。地域移行を進める上で、1、指導者の確保、2、練習会場の確保、3、予算措置など、課題はクリアできていない状況です。令和5年8月に、中教審の質の高い教師の確保特別部会から教師を取り巻く環境整備について、緊急的に取り組むべき施策、教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指してが出されました。資料2部提出させていただいております。御覧ください。これには直ちにに取り組むべき事項として、1、学校教師が担う業務の適正化の一層の推進、2、学校における働き方改革の実効性の向上など、3、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実が挙げられています。経済財政運営と改革の基本方針2023、骨太方針2023では、2024年から2026年の3年間で、スクラップアンドビルドの徹底や教師が変わってきたという実感を持てる取組を推進しています。この中でも教育課程の時数についても触れられており、予備時数を多くつくるのが、教員の負担につながる恐れがあると言っています。新聞記事を提出させていただきました。御覧ください。それではここから藤元と変わります。

○陳情者（藤元綾乃君）

副議長をしております藤元です。私のほうからは、学校の働き方改革の現状及びカリキュラム・オーバーロードと言われる学習指導要領、標準授業時数について補足いたします。私は教員の仕事は、未来ある子どもたちと関わる大変魅力ある仕事だと実感しています。しかし、先ほどもあったように、年々精神疾患で病休をとる教員は増え、若い世代の離職率も増えている現状があります。その要因の一つに、配慮を要する多様な子どもたちに対応するための人が圧倒的に足りてないということが挙げられます。法令により学校に配置される教職員の定数は学級数に基づき決定されますが、その人数では十分ではないというのが現場で働く者としての実感です。また今年度も含め、ここ数年間ずっと霧島市においても、教職員定数にすら至っていない学校が複数報告されています。そうすると、いない教員の仕事をいる職員でカバーすることになります。本来の業務プラスアルファをこなす日々、それが長期間になればなるほど疲労は蓄積していきます。そしてその疲労は学校全体に波及します。学校ですので、子どもたちに関わるトラブル発生などは日常茶飯事です。トラブルへの対応、保護者連絡など、疲労の上に疲労がさらにたまっていくことになります。その先に何が待っているのかは想像にかたくないと思います。教員がゆとりを持って子どもたちに対応するためには、定数改善の上、人を増やすことは必然だと考えます。また先ほどもあったように、教員志望者が減っています。その要因の一つに教職員のワークライフバランスがとれない働き方があると考えます。なぜ教員は時間外労働をしてしまうのか。また、なぜそれが許されてしまうのか。本来なら超過勤務を是正する労働基本法、労基法で、教員の労働者として守られるべきですが、残念ながら、教員には適用されていません。教員は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法によって労働条件が定められています。2019年の改定により勤務時間の上限方針が示され、一定の歯止めがかかりましたが、罰則規定もなく、労基法が定める超勤手当もありません。政府は給特法はそのままに、処遇改善や手当等をつけることで教職員の職場環境を改善しようとしています。現場が求める長時間労働の是正にはつながらないでしょう。給特法については徹底した勤務時間管理や持ち帰り業務の縮減、教員の勤務実態調査の実施などについて記した附帯決議を遵守するよう強く求めます。現行の学習指導要領を語る際に、カリキュラム・オーバーロードという言葉が使われますが、カリキュラム・オーバーロードとは学校で指導すべき内容が多くなり過ぎて、学習者の主体性を重視することが難しくなる状態を指します。つまり現在の学習指導要領は、指導内容が盛りだくさんで、子どもたちが自ら学ぶといったことを阻害している可能性が大きいということです。また年間における標準授業時数について、2月25日付けの地方新聞（資料にあります）においても取上げられていましたが、標準授業時数を大幅に上回っている学

校が全国で約2割あるとのことでした。霧島市内の小中学校も例外ではなく、学級閉鎖等の不測の事態に備えるため、標準授業時数に予備時数を加えています。文部科学省は感染症などにより、授業時数が標準を下回っただけでは、法令違反ではないとしているにもかかわらず、現場では、不測の事態に備えるというよりも、増え過ぎた指導内容をこなすために時数が組まれているのが実情です。さらに注目すべきは1日の授業時数です。小学校低学年でも5時間授業が当たり前に組まれるようになっています。多いときには6時間の日もあると聴きます。学校が終わる頃には子どもたちはぐったりと疲れており、学びの定着どころではありません。子どもたちも教員もゆとりを持って授業に臨むために、1日の授業時数を小学校では5時間、中学校では5.4時間、5.4時間というのは、週5日のうち6時間授業が2日程度に抑えることを提案している有識者もいます。現場で働く者としても激しく同意するところです。そして、その時間時数に合わせて学習指導要領の内容等を見直すことができれば、学校が子どもたちが伸び伸びと学べる場になると考えます。

○陳情者（池上孝子君）

最後に子どもたちの学びを豊かにするためには、やはりマンパワーは欠かせません。今の学校現場の定数では、業務を時間内に終わらせることは困難です。特別な支援が必要とされる児童生徒が増えてきている現状からも教職員の定数改善は必須です。私の学校にも20代の若い先生方がいます。教員に魅力を感じ、授業での出来事や教科の魅力、生徒との会話など、生き生きと話をしてくれます。こんな将来のある先生方が、鹿児島県の教育をこれから担っていくわけです。私は学校で生き生きと働ける現場をみんなでつくろうと思っていますが、私たち現場の教師がやれることは限界があります。ぜひ、今回提出した意見書を採択して、国へ提出していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたしますします。

○委員（松枝正浩君）

ただいま陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

教職員の方々の負担を軽減しなければならないという思いは非常に理解できますし、応援したいと思うところなのですが、一方で私も保護者でありますので、この負担軽減によって、例えば先ほどカリキュラム・オーバーロードの話もありましたけれども、具体的に学習指導要領の中からどんな内容が削減されていくのかなというところも気になります。教育の質とか、そういったところに対しては、負担軽減とともにどうやって質を担保していけばいいのかというところは何かお考えとかあるのでしょうか。

○陳情者（藤元綾乃君）

学習指導要領についてなんですけれども、10年に1回改定がされるということで次が2026年をめどに今改定の準備が進んでいるというふうに聴いております。私たちが考えるカリキュラム・オーバーロードというところで行くと、今、小学校でプログラミング教育が入ってきたり、英語教育も、以前は外国語活動だったのが英語教育にかわりというところで、以前はなかったものが、新たに加わっているというところで、現場のほうがその準備等に追われることになっているというところで、だから本来の、まず必ず押さえなければならない国語、算数、基本的なところをしっかりと押さえたいというところを求めているというところで、質は当然担保しながら、未来ある子どもたちが困らないように、将来そこは私たちとしても押さえたいというところなんです。

○委員（山口仁美君）

また負担軽減のほうでもう一つお聴きしたいのが、授業の時数の削減だったり、それから業務の縮小とかそういったことも非常に大事ですし効率化も必要だと思うんですけれども、一方で先生方には非常に熱心な方々も多くて、研修の機会をよく持っていらっしゃるし、外部でもいろいろ学んでいらっしゃる様子というのをよくお聴きします。そういったところに関して指導力といったものを、皆さんがずっと維持していくためにも時間が必要かなと思うんですが、これとこの

負担軽減の部分というのはどういうふうな考え方で捉えればよろしいでしょうか。

○陳情者（藤元綾乃君）

教員というのは、やはり子どもたちと同じなんですけれど、主体的に自主的に研修を積んで子どもたちに還元していくということは、もう基本的なスタンスとしてあるというふうに考えております。できればそれを勤務時間の中で、私たちは夏休み子どもたちが来ない期間がありますので、そこで重点的に研修を組むことは可能だというふうに捉えています。

○委員（藤田直仁君）

実は先般、国分小学校にICTの導入について視察に行かせていただいたんですけれども、自分たちが通った頃とはもう全然違うなど驚き反面、子どもたちが上手にICTの機械を、タブレットですかね、上手に使いこなしながらやってるなどという姿を見て、なんか頼もしくも思えたんですけれども、受けるほうはそれでいいんだろうけれども、先生たちというのはなかなかこう、教科書、タブレットをうまく使いこなしながらこれ大変だなどと思って、先般の議員と語ろかいの中でも、導入はいいんだけど、そのあとフォローというんですか、更新であったりいろいろというのが逆に今度は先生たちの業務の負担になっているところも見え隠れしてたというような話もお聞きしたので、今現在、先生たちにとってそのICTの導入というのはどのようなふうに考えていらっしゃる、その業務の改善という中で、どのようなふうに考えてらっしゃるかをちょっと率直に聴かせていただけないでしょうか。

○陳情者（池上孝子君）

ICTということでタブレットが導入されて、非常に子どもたちは今、藤田委員の言われたように上手に使いこなしています。授業の中では非常にICTが効果的に使えるという部分もありますので、それはそれで私たちも一つの学ぶツールとしては歓迎をしているところなんですけれども、非常にネット環境が悪くて、うまくつながらなかったりとか、更新がうまくいかなかったりとか、そのために、教員がいろいろそれについて時間を費やしてやっているという実態もあります。ですので、もう少し効率的にタブレットが効果的に使えるように、そういう整備や、あるいはもう一つ言えることが、やはり、私もICTそんなに得意ではないわけなんですけれども、議員と語ろかいでも言いましたようにICT支援員、それを常時配置してくだされば、もっと効率的に進めていけるのではないかなというふうに思っているところです。

○委員（山口仁美君）

今、ICT支援員の話も出ましたけれども、やはり先生方だけでカバーしていくというのは非常に難しいのかなと。特別支援なんかもそうですけれども、今、実際実施されている負担軽減の策というのが幾つかあると思うんですけれども、ICT支援員だったりスクールサポートスタッフだったり、そういった最近導入された支援事業の中で、こういった方が入ってきて助かったというようなことがあれば教えていただきたいです。

○陳情者（池上孝子君）

ICT支援員の方々が、月に1度来てくださっているのですが、それは非常に助かっているのですが、やはりその頻度をもっと増やしていただければ、もっと効果的に使えるのではないかなというふうに思っています。あと学習支援員という形で、特別な配慮を有する児童生徒のための支援という形で来ていただいているんですけれども、非常に私たちも助かっています。ただ、やはりもっと支援員の数を増やしていただけると、私たち学校現場としては助かるなというふうに思っているところです。あと昨今、新聞でも言われていますが、不登校が非常に増えている実態があります。私たちも、家庭訪問に行ったり、いろいろ子どもの話を聴いたりしてるのですが、不登校の生徒に対して、霧島市ではスクールソーシャルワーカーの設置というのがなかなか配置されていませんので、そういうスクールソーシャルワーカーの設置等もしていただければ学校現場は助かるなというふうに思っているところです。

○副委員長（野村和人君）

教職員の全体の数、国に求めることは重々本当に分かるんです。国の全体として取り組んでいただかないと法改正等含めて思います。その上で、今できることを霧島市でもできないかなというふうにも思っているところがございます。全体の中でも、最近、先ほどもちょっと出ましたけれども、特別な支援を要する生徒児童の方々が増えていって、特別支援学級も増えていくということは、先生方もそれぞれ必要な人数が増えていく。ですから、教職員が足りなくなっていく背景にはそこら辺も大きく影響しているのかなというふうにも思っています。その上で、市としても特別な支援を要する、先ほどありました支援員の方々を配置して設置してはいますけれども、そこも増えてはいますけれども、今現状としてどのぐらい足りているのか足りていないのか。また教職員と教員免許を持っていない方でも支援することっていろいろあるのかなというふうに思いますけれども、その辺も含めて支援を含めて、先ほどICT支援もありましたけれども、そのほかに支援を要するお手伝いしていただく方々がこういった仕事があるのかなとか、そういったものをちょっと気にするんですけども、その辺について御意見いただきたいと思います。

○陳情者（藤元綾乃君）

そう言って聴いていただけると、こういう事をしていただけると助かるなということが出てくるのでありがたいです。まずは、先ほどあったスクールソーシャルワーカー、以前は霧島市のほうでも配置があったというふうには聴いているんですけども、今いらっしゃらないという現状があります。なぜスクールソーシャルワーカーの方に入っていただきたいかという、また教員とは違った視点で子どもたち、あと家庭、そして行政とつないでいただける方々だと私たちは認識しています。なぜかという福祉の専門家でありますので、今この家庭にどんな支援が必要なのかということ、学校のほうに助言を頂いて、行政とつないでいただく。子どもたちにさらに支援の幅を広げていただくということができるとかなということと、あと、感染症禍でだったと思うんですがスクールサポートスタッフという方々がいらっしゃったと思うんですけども、私は中学校籍ですので、例えばテスト期間になると印刷をして、そして、準備をしてということが出てきます。私の学校はそれほど大きくありませんので、何とか自分でできますけれども、大規模校になればその準備もなかなか大変だと思います。例えば印刷をして、冊子をつくったりとかというお手伝いいただける方が、期間が限定をされますけれどもいらっしゃると、とてもありがたいのかなというふうに思ったりします。

○委員（山口仁美君）

部活の地域移行の件がまだお聴きしてなかったかなと思いますので、地域移行について、市のほうでもある程度進めようという考えはあるようなのですが、なかなか誰が実際指導するのかということや費用はどうするのか、賃金も含めてということで、なかなか進みが悪いのかなというふうな印象を受けています。先生方から見たこの地域移行の話題であったり進捗というのはどのように見えているのか教えてください。

○陳情者（池上孝子君）

現場としては全く進んでいないというのが実感としてあるところです。霧島市でも、地域移行に関する、ちょっと名称を忘れたのですが、委員会というのを立ち上げて、いろいろ検討はしているように聴いていますが、学校現場のほうにはその進捗状況がおりてきていない状況なので、部活動をしている先生方からは、霧島市は地域移行はどんなふうに進んでいるんだろうかということで話題になっています。先ほど私のほうからも申し上げましたように、まずは指導者がなかなか確保できていないという状況や、今おっしゃられたように、予算確保の部分であったりということで、なかなか進んでいないのかなという感じですが、私たちとしては進んでいないというのが実感として持っている状況です。

○委員（山口仁美君）

もう一点お聴きしたいのが、私の周辺でもそうなのですが、部活のこの先生がいらっしゃるから越境で入ってみえるお子さん方、保護者の方いらっしゃいます。そういう非常に熱心で、学校の先

生方がしている部活、この先生がいるからわざわざ転校といいますか、越境で許可を得て入学するというような熱心な方々と、それから逆に、先生方のほうからも、ここの学校にいるからおいでじゃないですけど、そういう引っ張ってくるような先生もいらっしゃるというのも見えています。それはごく一部の先生かもしれないんですけども、それだけ熱心な方々との温度差というのも結構あるのかなと。特に部活なんか、親も非常に一生懸命な方は一生懸命なので、土日のたびに練習試合に行ったりとかしている方もいらっしゃいます。そういった中でこの地域移行を進めるというのは、言えば総論賛成なんだけど各論になったときに非常に難しい部分も出てくるのかなというふうに思うんですが、先生方間での話合いといいますか、温度差というのはやはりあるものでしょうか。

○陳情者（池上孝子君）

確かに温度差はあるというふうに思います。先ほども述べましたように、中学校の先生が全て部活動の指導ができるというわけではないわけです。その競技をやってきた先生方は、その指導に携わることがそんなに苦ではないかもしれませんが、バレーボールをやってきた先生がバスケットボールや野球やテニスとなるとやはり指導がなかなかうまくできないということで、非常に精神的につらいのではないかなというふうに思っているところです。片や一方で、やはり自分が専門的にやってきた先生方は熱く一生懸命指導はしているという状況があります。なので先生方も二極化されるのではないかなというふうに思っています。

○陳情者（藤元綾乃君）

今の件についてですけれども、今言われたとおりなのですが、だからこそその制度かなというふうに思っています。やりたい人はやる。できない、なかなか家庭環境的に難しい先生方もいらっしゃるようになってきたときに、できないとなったときにやはりその同じ学校の中でそういう立場があるというのはなかなか難しいかなと。保護者から見たときも子どもたちから見たときも難しい。だからこそ地域移行をスムーズに進めて、そしてその制度の中で、誰もが気持ちよく指導ができるような場をつくっていくというのがこの地域移行だろうというふうに思いますので、それが早く進めばいいなというふうに思っているところです。

○委員（山口仁美君）

私自身も中学校だけが部活でみんな入るみたいなのところがあって、地域全体で見たときには生涯スポーツという目線で見ると、子どもたちも、中学生であっても、地域のスポーツのところに行つてするというのも一つの形かなというふうには思っているところです。そうやってきたときに、一つちょっと懸念としてあるのが、この陳情を頂いて、ほかの市にもちょっと議員の仲間に連絡をしてどういう状況ですかというのを聞いたときに、一つの課題として上がってきたのが、地域移行したときに、そこが例えばNPO法人とか法人格を持っていたりする場合に、学校の施設が使えなくなる、競技をする場所がなくなる可能性がある。要するにそういう決まりを決めている自治体もあつたりするというようなお話もちょっと出てきました。なので、やはり進めていく段階では、学校側が学校の施設を法人格を持っていても開放できるようにする必要があるのかとかそういったことも細かくチェックすることが必要なのかなというふうに思うところです。それを踏まえてですけれども、学校の先生方の中にも先ほど熱心な方もいらっしゃるというようなお話でしたので、そういった熱心な方々が参加する分には、教員の枠を外れてといいますか、お仕事は外に地域の一員として指導する分には、働き方改革とは離れるという理解をしてよろしいものでしょうか。

○陳情者（池上孝子君）

霧島市の地域移行に関する部分で私たちにもアンケートがきました。その中で指導者としてやってもいいかどうかというのがありました。その結果はまだ見てないんですけども。なので、そういう部分について先ほども言いましたが、指導ができる方は指導を自分でしたいというふうに思っ

○陳情者（藤元綾乃君）

兼職兼業というところもありますし、本人が希望した場合には勤務時間の外でやることですので、そこについては文部科学省のほうもそのような整備をしているところですので、それは、業務改善とはまた別の話になってくるかなというふうに思います。

○委員（宮田竜二君）

陳情書の最後の5番なんですけれども、今後勤務実態調査を行った上でと書いてあるんですけども、今まで先生たちの勤務実態調査とかはなかったのか教えていただけますか。

○陳情者（藤元綾乃君）

これまでも文部科学省のほうで調査はしております。

○委員（宮田竜二君）

今までやったことあるんですね。その結果は、先生たちにはフィードバックという形ではあったのか、それがもしあったら、それはどうだったの教えてください。

○陳情者（藤元綾乃君）

報道にも出ておまして、実態調査の結果は公表されております。ちょっと数字をはっきり覚えてないんですけれども、もともとが長時間労働があるということを前提に、あまり大きく削減されてないという実態だったんです。その何年間で、例えば10時間、結局2桁にはならない、1桁ぐらいの時間が削減されましたよというのが出てきたんですけれども、このスペースでいくと、勤務時間7時間45分内に勤務が終わるとするのは一体いつになるんだろうねという話はしたのは覚えてるんですけれど、すいません、今ちょっと数字がぱっと出てこないです。

○委員（有村隆志君）

オーバーロードワークということでございました。今、文部科学省のほうでは子どもたちの授業数を、コマ数が決まっていますよね。それが、多いということをおっしゃった事だと思んですけども、それはどれぐらいまで減らせるというか、オーバーワークにつながっていることですので、英語も入ってきたと、それからプログラムも入って、確かにそうですよね、増える。そのかわり実際はコマ数は増えたんですか、それとも減ったのか、それとも、それを削れる部分があるのか、その辺のお考えを教えてください。

○陳情者（藤元綾乃君）

標準授業時数というのは、今、小学校4年生以上が1,015時間というふうに定められています。これあくまでも標準なので、目安の時間というふうに文部科学省は言っています。なので先ほど言ったように不測の事態があった場合、下回っても違反にはなりませんよということなんですけれども、一応これを学校というところは厳に守って、それプラス予備時数ということになっていくんですけれども、この標準授業時数というのが、かなり前からもうずっと同じ時数できてるんです。それは土曜授業がある頃から結局変わらずずっとこの1,015時間というのがきています。今現在、全国的に見ると週休2日というところになってきている。つまり週5日でこの授業時数をこなしていくということになっている。さらに、そこに指導内容が増えた上でこの時間。増えた分をどうするのか、この時間で納めなければならないので、授業の進み具合もやはり急ピッチにならざるを得ず、ついていけない子がどうしても置き去りになってしまっている現状もあるのではないかとこのように捉えています。なのでこの時数というのはずっと変わらずにきている。私たちとしては先ほど言ったように小学校が1日5時間程度、中学校が5.6時間程度。週に3日が6時間授業になるような形で指導内容のほうを組んでもらえれば良いなというふうに思っています。だから、時数が先にあって、そこに指導内容が乗ってくるのが1番いいだろうというふうに思っています。限られた時間の中で何を教えるのかということ。なので指導内容が先に来ると、そこにどうしても時数を当てはめていくので、もしかしたら増えていく可能性あるんですけども、時数がこんだけしかないですよね。なので、この時数の中で子どもたちがしっかりと学べるように、子どもたちの学びの質を確保できるようにするためにはどんな内容がいいですかねということを国にはぜひ話し合っていたきたいなというふうに思っているところです。

○委員（有村隆志君）

以前も陳情でこられたときに、確かに土曜日学校、授業しなくても子どもたちは、土曜日するの
で月曜日にくたくたに来るといった話がありましたけど、できれば両方、子どもたちも学校行きたく
ないんですよ、本当に。先生たちもゆっくりその分していただいて、海外でも多分そんなにアメリ
カなんかは小学校の程度はそんなに教えてないよと。だけど大学に行ったらがんと、日本は大学に
通ったらそれで終わりだけど、違うというような話もありました。そこら辺の国の制度のことなの
かなあとというふうに思います。これはやはり教育委員会というシステムがあって、だからここをい
くらやっても、現場の各教育委員会がそこをしっかりと分かっていないと、やはりそこは変わらない
のかなあとという。最近、国語の教科書にしても、そういった選定にしても各地域の教育委員会が大
きな力を持っているということでしたので、そこら辺はしっかりそこも協議しないといけないのか
など。クラスの児童数ということで、支援員ということをおっしゃったので、今35人に向けている
のかな。低学年はちょっと少なくなってきたのかなと思いますけれど、この辺は、もっと減らし
てということは30人ぐらいがベストなのかな、どれぐらいの人数を考えてらっしゃいますか。

○陳情者（藤元綾乃君）

20人以下であればいいなというふうに思っております。今、現在、鹿児島県においては小学校1
年生、2年生についてはすくすくプランですかね、30人以下学級ということでこれは県独自でして
いることです。全国で取り組まれていることが今35人学級ということで、それが今後、中学校にも
波及してくるということで、非常にそれはありがたいなと思っておりますが、それについてすごくあ
りがたいなと思うんですけども、ただ懸念されるのは、先ほど野村副委員長のほうからもありま
したけれども、特別支援学級籍の子どもたちというのは、ダブルカウントはしませんので、結局35
人になってもそこに支援学級籍の子どもたちが入ってくれば、結果、40人学級とか40人を超える学
級数になってしまうと少しまたそこは違ってくるのかな。ですので、そこはまたちょっと別な視点
でインクルーシブ教育をどう進めていくかということになってくると思いますが、私たちができれ
ば20人以下学級が、今の子どもたちに対しては必要な人数かなと、私たちが見れる範囲かなとい
うふうに思っているところです。

○委員（有村隆志君）

20人学級になった場合は、今、発達障害のお子さんが増えていて、そこへ先生も5人、私も一緒
に見に行きましたので、国分小で少ない人数で先生が1人ついていらっしゃって、これいいなあと
すごくいいなと思ったところでしたので、その、もし20人下がったらその人たちはもう要らない
ということになって。やはり、今現在はそういう35人学級でも、先生が低学年2人ついてらっしゃ
る。1人かな。必ずついてますよね。これは上に上がるとついてなくてということになるのか。そ
ういうことと、それから発達障害、少ない人数でもやはり支援の先生がいるのかどうか、そこまで
いったらいいよという話なのか、そこら辺の配置のことをちょっと教えてください。

○陳情者（藤元綾乃君）

やはり実態に応じてとなるのかなと思う。人数が減れば支援が必要なくなるかというのはまたち
よっと別な話になってくるかなと思います。20人がベストかなというところは、皆さんも御存じの
とおりフィンランドですね。世界でも非常に教育熱心な国として、よく報道されていますけれども、
あそこはさらに少ない人数の中で一つの学級の中で、多様な形態で学習をしています。そこには教
員担任1人だけではなくて、サポートするスタッフも入っています。ということ考えたときに、
子どもたちが伸び伸びと学習ができる形態というのはどういう形態なのかというのを、今後、検討
する中で、その人数のことだったり、支援員のことだったりというのは、今後の話になっていくか
など。今現状ではどうするかということところはまた皆さんとも議論できればいいのかなというふう
に思います。

○委員（藤田直仁君）

今までの話の中で、教職員に対してのいろんな複雑な条件で負担が来てるのかなというのは感じ

ているんですけれども、もちろん小学校と中学校はまた部活があったりなかったりで、違うんでしょうけれども、そういう先生たちに、これはまた個人でも違うだろうし学校でもクラスでも違うと思うんですけれども、押しなべてですよ。どの部分が一番その先生たちにとって、要するに授業以外です。負担が来てるんだろうかなと。どこを変えてもらえば一番いいのかなというふうに感じてらっしゃるところがあれば、教えていただけないでしょうか。

○陳情者（池上孝子君）

やはり調査報告等が結構多いかなあという気がするので、そこを抽出に。全部ではしっかりではなくて抽出にするとかいう部分ですね。そこをしていただけるとまた少し負担が減るかなというふうに思っています。

○委員（藤田直仁君）

いや今の質問をしたかったのは、先ほどから出ているように、部分によっては例えばソーシャルワーカーを援助してもらったり、支援員でもらうという作業の負担を軽減ができるところがいろいろあるのかなと思ったんですね。でも先生でなければできないところというのはどうしてもあると思うんですね。授業以外でも。そういう意味で、そういうところもいろんな他の方法も使いながら先生たちの負担軽減というのが逆にできないのかなというふうになんかちょっと感じたものですから、今みたいな質問を。今の部分というのはもう先生しかできない部分なのかなというふうに感じたものですから、よく分かりました。ありがとうございます。

○副委員長（野村和人君）

先ほど地域移行のアンケートがあったというお話がありました。いつ頃あったのかだけ教えてくださいませんか。

○陳情者（池上孝子君）

はっきりはしてないですが、2024年の今頃ではなかったかなというふうに、ちょうど1年前ではなかったかなというふうに思っています。

○委員（有村隆志君）

ちょっと少し外れますけど、実は議会のほうで、体育館がすごく暑いよということで、一般質問させていただきました。それで、もうすごく、議員がもう4人か5人、たくさんの方が、そのことを触れていただきまして。本当にすごかった。そういうのをやりながら、やらないということじゃなくて、何年か期間、国がつくる期間を延ばしたので、その間に検討したいということでしたので、国会のほうでもがんがんやっておりますので、乞うご期待ということで、そのこと一つすいません、付け足して御報告でした。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにごぎいませんか。なければ少し報告だけですね。先日の予算常任委員会の中で、教育委員会の補正予算について触れたところでありましてけれども、Wi-Fiの環境整備について、ネットワークアセスメントという調査を今年度実施をして、これが完了がしております。各学校の状況がつかめているという状況で、来年度以降の実施に向けて体制が整っているのかなというのが先日の調査から分かったところでありまして。全てこれ学校、必要などころについては調査を行っているところなんです。それから、ICTの支援員については、予算が切れるのではなかろうかという御懸念があったんですけれども、これもしっかりと対応していくようなことも教育委員会、申しましたので、一応補足として申し上げておきます。

○陳情者（藤元綾乃君）

すいません、先ほど藤田さんのほうからあったところについてなのですが、教員でないといけないというようなところであったんですけど、先ほどこちらが配付させていただいた資料の中に、文部科学省のほうも教員がすべき仕事、そうでない仕事、3分類をしております、その中で、今までは教員がやっていたけれども実際は他にも任せられるものがあるんじゃないかということが提示されているので、それは学校現場がまた議論をして、少し削減の方向に動ければまたいいのかなと

いうふうに思いますので、また、指摘していただきましてありがとうございました。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにないですか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、以上で、陳情第3号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前 9時50分」

「再開 午前 9時52分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第3号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

陳情第3号についての見解を説明します。1点目の部活動の地域移行については、国において、令和8年度から6年間を改革実行期間と定め、地域移行という名称を地域展開と変更しており、本市においても、地域全体で子どもたちの活動を支えられるよう6年間を見通した計画を練っていきたいと考えています。標準授業時数の削減等については、市教育委員会において、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成しないように指導をしているところです。2点目については、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、定数改善や人員配置に向けた財政支援拡充が必要と考えます。3点目については、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方交付税制度によらない財源的配慮がなされ、より一層、教育体制の充実を図ることができるよう期待しています。4点目については、教職調整額の引き上げを含めた教員の処遇改善、指導・運営体制の充実、働き方改革の更なる加速化を一体的に進めるよう、令和6年11月に国へ要望しています。5点目については、県が学校職員の勤務実態調査を行い、学校職員の勤務実態及び県教育委員会や各市町村教育委員会が定める規則等の遵守に向けた取組状況を把握しています。県の調査を基に、本市でも業務改善に向けた取組の参考にしています。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

定数の改善についてということなので、勤務実態の調査を県のほうで行っていらっしゃるということなので、本市の教職員の勤務実態等について、お分かりの部分があれば教えてください。

○学校教育課長（山口良二君）

御質問の本市の教職員の勤務実態でございますが、毎月、ネット回線等を利用して、勤務実態、特に勤務時間等の出退庁時間、そして、超過している部分については、管理職を通してどのようなことが起因して、そのような状況になっているのかということ等を事細かく把握をしております。状況といたしましては、昨年度よりも、より超過勤務時間というのは軽減されつつある状況ではございます。ただ、課題といたしましては、やはり管理職の勤務実態、特に教頭の在校時間等が長うございますので、こういった部分をいかに改善していけるか、また、ICT等を活用しながら軽減できるか、そこが今課題として、本課としては考えて捉えているところでございます。

○委員（山口仁美君）

先ほど陳情者のほうから、業務負担や精神的な負担があって、病院にかかっておられたり、退職されたりというようなお話もあったんですが、本市においてはどのような状況か教えてください。

○学校教育課長（山口良二君）

本市の休職者の状況等でございますが、本年度においては現在6名休職の状況でございます。ただ、うち、心身の疾患による休職者は3名という状況になっております。

○委員（山口仁美君）

こういった実態を踏まえてですけれども、本市でもその負担軽減に向けて既に取り組んで、成果があるような施策等があれば教えてください。

○学校教育課長（山口良二君）

定期的な健診等もそうなんですけれども、やはり風通しのいい学校環境ということで、管理職会を通してそれぞれの教職員の状況に寄り添った相談体制の在り方、また、そういった技法のありようについて情報共有をいたしておりますし、また、逆に、ICT等も活用しながら、風通しのいい職場環境の改善、それと、やはり困難な環境であっても、同僚性というのは非常に重要なところでございますので、職員研修等の充実によりまして、そういった同僚性を高める中で、働きがいのある働きやすい職場環境、そういったものを目指して研修を重ねているところでございます。

○委員（藤田直仁君）

今の山口委員の質問の関連なんですけれども、残業時間が少し、昨年に比べて軽減されてきていると言われたんですが、その要因としては、どのように教育委員会のほうでは捉えていますでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

やはり一番大きい部分は、管理職による指導というところが大きいと思います。どうしても残らざるを得ない業務というのが果たしてどれぐらいあるのか、そういう分量的なことから分析をしていただいて、どうしても事後、ディスカッションをしてしまう、そういったことで、同僚性を高められているという現状等もございましたので、そういった時間等を、教育課程を編成する中で確保すること。そして、本当に朝の業務の連絡等を改善できるところはないのかというところを削減する中で、放課後、子どもたちに少しでも向き合える時間を確保しようという努力を各学校が積み重ねる結果だと思えます。それと報告物等につきましても、極力、分量を減らすという努力も、本課としては今、取り組んではいるところでございます。その中で、やはりICTの活用、紙媒体によらない報告、この辺りをいかに増やしていけるかというのも大きな課題であると捉えているところでございます。

○委員（藤田直仁君）

今言われたところを、私、質問したんですね、先ほど。ただ、何が一番、先生たちその授業時間以外の部分でネックになっていると考えてらっしゃいますかっていうと、やはり、その報告のことを言われたんですね。今の話とはちょっと違うので、気になっていたんですけれども、その報告をする義務も本当に必要なものに減らして行って、よく考えた報告をしてもらうような、要するに機会の回数が多いみたいな感じで言われたもんだから、そこをちょっと考えていただきたいというのが1点と、先ほど言っていたICTの導入ということについても、すごくいいことだというふうには捉えていらっしゃるんです。ただ、それを運営する上で、やはり更新であったりとかいろいろその支援員の補充も併せてやっていただかないと、それが結局逆に先生たちの負担になっているというところも一方ではあるというふうに言われましたので、申し伝えておきます。

○委員（有村隆志君）

口述書の中の1点目の下のほうにあります、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成しないようにということで、ここの部分は、各学校で時間数を決めていると思わないんですけども、教育委員会が決めていらっしゃるの、ここはどのようなことを指してらっしゃいますか。

○学校教育課長（山口良二君）

まず国で定めています標準的な授業数というのがございます。小学校、中学校では異なりますけれども、まず授業においては、小学校1年生が年間850、そして、中学校においては1,015時間、これはどこも日本津々浦々、確実に履修をしないといけないという授業になるんですが、ここで触れているのは、俗に言う予備時数というところになります。これは、学校の立地等で大きく異なる部分です。特に私が以前勤めていました離島の学校ですと、どうしても風水害等の被害がございます

ので、学校を閉じなければいけない状況がある。そういった立地条件の場所においては、どうしてもこの予備時数を組んでおかないことには、この規定された授業を行事を履修できないという状況がございます。ただ、その見積りをどうしていくかというところは、学校の判断になりますので、こんなに予備時数を追加しなくてもいいでしょうというような状況等については、今、それぞれ学校等から年間計画等を出されておりますので、ディスカッションを重ねながら改善に向けて指導しているところでございます。

○委員（有村隆志君）

陳情者から聴いたら、確かに、最近、子どもたちのプログラムの学習が増えたということで、英語もしっかりともう英語という、僕らが議員になったときは、小学校も英語をやりますよと。中学校の先生が行って教えるよとそんなことから始まってきましたけれども、今はもうしっかりと英語もやるということで、授業数、コマ数が増えてきて、やはりそうすると、その予備の時数というのがかなり狭まってきて、それを超えてやってるところが実際あるんじゃないですか、どうですか。かなり授業が言ってるよりももっと増やしてる実態はないんですか。

○学校教育課長（山口良二君）

学習指導要領に規定された範疇でカリキュラムについては工夫をして実施しておりますので、例えば、うちの学校は算数が弱いから算数をこの国の基準よりも増やそうというような状況は、基本的にはない状況でございます。

○委員（藤田直仁君）

ちょっと確認をさせてもらいたいんですけども、先ほどから出ている年間の授業時数なんですけれども、これは、週5日制になる前から時間数は変わってないのか変わったのかというのをまず教えていただけませんか。

○学校教育課長（山口良二君）

いろんな国の政策の流れで時数等は変更しております。俗にゆとり教育と言われた時代ですね、あのときはかなりこの時数が軽減されました。ただ、そのままでは基礎基本の部分で、日本の子どもたちの学力というところが弱くなったということで、現在の数値に戻っている状況になります。

○委員（藤田直仁君）

すいません、週5日制になる前となった後、その時間数が変わりましたかというちょっと問いなんですけど、ごめんなさい。

○学校教育課長（山口良二君）

基本的にボリューム感がありますので、若干変更がございます。

○委員（藤田直仁君）

ちょっと先ほどの話の中ではそこが変わってないのに、結局、週5日制になったと。そうすると、土曜日がなくなった分だけ、平日の5日間のほうにウエイトが大きくなったというような表現をちょっと聴いたものですから、そういう意味で確認したんです。そこはどうでしょうか。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午前10時06分」

「再開 午前10時11分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。答弁を求めます。

○学校教育課長（山口良二君）

御質問にお答えしたいと思います。当初、平成のはじめの頃は、1,050時間、授業時数ございました。そして、週5日制の導入とともに、授業数はその分の軽減がなされておりますので、現在の1,015という授業数に、中学校においては落ちついているという状況でございますので、その分が、平日に負担になっているというような捉え方はいたしておりません。

○委員（山口仁美君）

標準授業時数の削減について、この陳情の中で触れておられるんですけども、先ほど、藤田委員の質問に対する答弁の中では、予備時数によって負担が増している部分もあるのではないかなというふうなお答えだったかと思うんですが、この標準授業時数自体が削減する場合の影響というのは何か議論になったりすることはあるんでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

教育課程の中で、日本で学ぶ子どもたちが身につけるべき学力というものが明記されております。その中では、確実に各学校では、その内容を分析して、学校の授業の中で落とし込んでいかないといけない。その責任は変わらないと思います。ただ、教科書等で最近非常に充実した内容になっておりますので、教育課程の中をしっかりと授業の中で身につけさせるという捉え方ではいいんですがどうしても、教科書を教えてしまうという概念に落ちいってしまいますと、どうしても、授業数が不足するとかではないんですが、分量的に偏りが生じてしまうということもあると思います。ですから、今後、そういったところもしっかりと確認をしながら、授業は進捗していかないといけないのかなと捉えております。

○委員（山口仁美君）

あと、部活動の地域移行の件なんですけど、本市でも進めていこうとされていることは十分存じているんですけども、先生方のほうからは、先ほど、ほとんど現場のほうには進捗が見えないと、どうなっているのかということの不安の声というのが聴かれました。これは現場の先生方に進捗状況等、管理職を通してということもあるかと思うんですが、先生方の働き方にとっても非常に重要な部分かと思っておりますので、どのようなコミュニケーションをとっておられるのか、お伺いします。

○学校教育課長（山口良二君）

現段階では本市の方向性について、在り方について審議いただいている状況でございます。管理職会を通じて現在の進捗状況、方向性、そういったものは随時、タイミングを見ておろしているところですが、なかなか現場で奮闘される教職員の皆さんには、情動的なものがおりにいていないということだと思っております。ただ、来年度からは具体的なモデルケースを推進いたしますので、少しでも現場の先生方に見える化というんでしょうか、そういった本市の方向性が明確になるようにしっかりとお伝えしていかないといけないなと捉えています。

○委員（山口仁美君）

実際の地域移行としては、指導者の確保とか費用負担の面とか、昨今の一般質問等々でも上がってきたかなと思うんですけども、実際、保護者として、学校の中で見ている段階では非常に熱心な先生がいて、その先生がいるからわざわざ越境して、ほかの中学校の校区から来られるような親子ですね、いらっしゃったりという、そういう部分もあるので、なかなか簡単にいかない部分もあるのかなというふう思うんですが、本市ならではの課題とかというもののというのが今の時点で分かっている内容があれば教えてください。

○学校教育課長（山口良二君）

本市、広うございますので、中山間地域の中学校、そして、都市部の中学校では、大きく問題が異なると捉えています。やはり指導者によって、その学校に集まるという状況等もございまして、ですので、まずは本市が取り組むべきことは、等しく子どもたちに、そういった学びのチャンスを与えることではないかということで、中山間部の中学校の限定された部活動を、これをどう改善していけるかということ、まずは第1段階として取り組んでいきたいと考えております。ですので、中山間部の子どもたちが、合同でやるのか、もしくは、地域クラブであるのか、いろんなそういった可能性を集めて、選択肢を広げてあげることからまず進めていく。そして次の段階としては、中心部の学校のそういった有益な指導者等を、どううまく活用した形で、部活動と本市のスタイルを構築できるかということが次の段階ではないかなと考えています。

○委員（山口仁美君）

実際、現状としては、中学校でもうすでに合同で大会に出たりとか練習したりという実態もあるのかなというふうに思っているの、これをどうさらに進めるのかというような捉え方なのかなというふうに思うんですけども、実はこの陳情が出た際に他市の事例、どういうふうに移行を進めているのかというのを聴いてみたんです。その中で、学校の施設が法人とかだと使えない。その法人格を有していると貸出しができないというような決まりをつくっている自治体等もあってその改正もしないといけないっていうことも出てきたというようなお話も伺いまして、任意団体だったら借りれるんですけども、法人には貸し出すということができないというようなルールがある。それはその自治体の事情ですので、そういった進めていく段階で、学校側とまた新たに連携したり、いろいろ決まりを決めたりしていく部分も出てくるのかなと思います。そういった連携というのは、今後も十分進んでいくものなのか。やはり、先ほど教頭先生の働き方改革の話も出てきましたので、開放すれば教頭先生はそこにやはり鍵の貸出し等が出てくるので、そこは貸さないほうが楽なわけですよ。どうなるのかなというのは非常に気になるんですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

今後そういった団体、もしくは地域のスポーツクラブ等々の可能性も加味しながら、連携は図っていく、可能性を模索していくことが大切だと思っております。そして、学校開放の部分では、今後、今、やはりフェーストゥフェースで鍵の貸し借りであるとか、利用簿のチェックであるとかということも、DX化等を進めながら、そういったところの業務改善も、やはりICTの利点だと思っておりますので、並行して進めていかないといけないのかなと捉えているところでございます。

○委員（山口仁美君）

ちょうど今お伝えしようと思っておりました。体育館の鍵の貸出し等を、Wi-Fi環境等で無人でも貸出しできるような設備を入れているところもあるというのは聴いているので、こういった先生の働き方改革と併せて地域移行というのを進めていかないと、子どもたちの機会を奪うことにしかならないので、この辺はもうそのような方向で進めていっていただけるものと考えていてよろしいでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

教職員の働き方改革も大切です。ただ、私たちが忘れてはいけないのは、子どもを主語において、子どもたちの活動がそのことで制限をされるということがあってはならないと考えておりますので、やはり子どもを主語においてどういったことができるか、大人の英知を結集しないとけないなと思っております。

○教育部長（上小園拓也君）

今の学校開放に伴う教頭先生の負担の部分でございましてけれども、これは今、スポーツ・文化振興課のほうで学校開放事業ということでやっております。年度初めに、学校の体育館を使う団体を登録して、使う費用、曜日等を決めて、利用していくわけですけども、実績報告等をこれまでは紙ベースでやっておりましたけれども、今、スポーツ・文化振興課のほうで、タブレットあるいはスマホで報告できるように、先生方の負担を軽減するようにですね、またスポーツ・文化振興課としましても、使用料を各両団体に請求する事務も、今まではエクセルで手動でやっておりましたけれども、ICTを活用してスムーズにできるよう、今取り組んでるところでございまして、今後もまた先生方の負担軽減という意味ではそういうことを引き続きやっていければと思っております。それから、今、課長のほうからも説明がありましたとおり、本市の課題という中で、特に中山間地域の部活動が非常に加入率が下がっているというのがございまして。加入率が下がっているというよりも入れる部活がない。その理由は、やはり指導者がいないとか、あるいは人数が少ないとか、そういうのがございまして、本市としましては、まず中山間地域の児童生徒の部活動を、どのように確保していくのかということにまずは力点を置いてやっていきたいというふうに考えております。

○委員（宮田竜二君）

今回の陳情は、国の関係機関に意見書を提出する陳情なんですけれども、今回、霧島市の教育委

員会としてはこういう意見書という形で、陳情の内容と沿っているような感じはするんですが、1点だけ確認していただきたいのは、カリキュラム・オーバーロード、学習指導要領が定める学習要領内容がちょっと多過ぎる実態があると書いてあるんですけれども、これに関して、霧島市教育委員会はそれが実態があると考えているのか、ちょっと御意見ください。

○学校教育課長（山口良二君）

カリキュラム・オーバーロードも、教える側、それと受ける側、児童生徒ですね、それぞれ考え方があって思っています。教職員は先ほどもお話をさせていただきましたが、どうしても授業感の転換というんでしょうか、ICTを活用しながら、これまでは子どもたちに、チョークアンドトークで教え込む知識、教え込むというような授業スタイルが主流でございましたが、これからやはり子どもたちが自走して学び続けるという力を養っていかないといけないというところでは、大きく授業感というのは変えていかないといけない。そのための今、各学校には指導してる状況でございます。ですので、従来どおりの今の充実した教科書を利用しながら、従来どおりの授業を進めているという現状から考えると、オーバーロードに少し当たるのかなというような捉え方はしております。ただ、全体的な指導感を変えていかないと、ここは改善できてない。ですので、教職員の指導力を向上させていくというのが、本市の今後の方向性でございます。

○副委員長（野村和人君）

教員不足で、より助けないといけないから時間が増えるというようなお話もございました。これについては、実際、その辺の状態があるのかということも含めまして、今の霧島市全体の定員数とそれに不足する人数が何人かいるのか。その実態についてお知らせいただきたいと思えます。

○学校教育課長（山口良二君）

現在、欠員が5名おります。

○副委員長（野村和人君）

この背景には、私は特別に支援を要する生徒児童が増えてきている状態も含めまして、特別支援学級が増えていったりとかということもあるのかなというふうに思ってるんですけれども、昨今のこの定数、それと小規模校等在り方、休校にしていったりもしてるわけですけども、全体の定数が、どのような推移があって、それはそんなにと実質上の推移、それと先ほど二、三十代で80名退職というお話もあったんですけど、これ多分県なのかなと思えますけども、そこら辺の実態、霧島市内で二、三十代の方々に退職という事例があるのか、その背景はどういったことがあるのか教えていただきたいと思えます。

○学校教育課長（山口良二君）

本市の状況でございますが、確かに、特別支援学級が増加しているということで職員数がということは、全体としてはあろうかと思えます。そして、そのことに対しては現状では、先ほど不足数もありますけれども、特段、特別支援学級等による、それが要因となる不足とは捉えていない状況でございます。そして、県全体のバランス的なことを考えますと、新卒者で大学を卒業して教員を目指される数というのは昔も今も変わっていない状況。それにニーズが追いついていないということでの教職員不足であるという捉え方をしております。本市においては、教職という仕事はこんなにつらかったんだなということで、若い先生方が離職されているという現状は、本年度はございません。ですので、非常に各学校、育成という視点の中で、支え合っていたりしながら、同僚性を発揮していただいているものと捉えているところでございます。

○委員（山口仁美君）

長期の動向をちょっとお聴きしたいんですけれども、ただいま児童数が非常に減少していく傾向にあると思うんですね、少子化の影響もありまして。そうしたときに、学校の先生方の採用というのは、やはりニーズも多いですし、そんなに減っていない現状にあって、今現在はなかなかその先生が不足するというようなことで話題になっているんですけれども、これがどこかで逆転といいですか、先生方が余るといいう言い方も変ですけども、割と余裕が出てくる時期も来るのかなという

ふうと思うところなんです、そういった話題というのではないですか。

○学校教育課長（山口良二君）

今後の先の見通しということでございますが、国の施策が大きく特別支援学級を特別に支援を要するお子さん方をどうケアしていくかということに、かじをそちらに向けたということで、極端に昨今、教職員数が不足してきました。この数については、徐々に追いついていくと捉えています。ただそれが過剰になる、そういったことがないように、県全体としても、将来的な人数バランス、年齢構成等を加味しながら、教職員の採用というのは、調整をしながら行っておりますので、それが逆転した、先生方が余るという状態は発生しないと考えています。

○委員（山口仁美君）

ちょっと今、お聴きしたかったのが、今まで非常に人が足りない足りないという状態で、だんだん追いついてきているというような今お話でもありましたので、定数を改善するに当たって、プラスの要因に働くのかなというふうにも思うところもあつたのでお聴きしたところです。子どもの減少の状況というのは本市においてもかなり大きく下がっている感じはしております、やはり出生数自体も10年ちょっと前は1,200名ぐらい年間に出たのが、もう今、既に1,000を切ってきてますので、これがもうそのまま子どもの児童数にダイレクトに響いてきますので、そういった目で見ると、どこがちょうどいいあんばいのところまでいくといいなというふうにも思うんですけども、それはプラスの要因として捉えてよろしいでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

やはりお子さん方が減るということは、社会にとっては大きな痛手であると思えますし、現場にとっても、より細かなケアができるという見方であればプラスかもしれませんし、それよりも、凌駕するマイナス面もあると思えますので、今後の動向について、また学校のありようについては、注視しながら、粛々と充実させていくことなのかなと考えております。

○委員（山口仁美君）

すいません、私も発言を若干補足させていただくと、子どもの減少がマイナスという意味ではなくて、子ども一人一人に対して手厚いケアをしようと思うと、今は先生数が足りないというお話もあるんですけども、バランス的に、1人の子として見たときに、先生数がある程度潤沢な時期も来るのかもしれないという、そういう目線で見るときには、この定数の問題を改善するに当たっての要因としては、いい面でもあるのかなというふうにも思ったので、そういうお話でございました。補足でした。

○委員（有村隆志君）

教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方交付制度によらない財源的配慮がなされ、より一層、教育体制の充実を図ることができるよう期待していますということです、本当に教育委員会というのは本当に予算がなくて、もう設備がかなり古くなってきてもなかなか修理をつかないという現状があるわけです。その中で、地方交付税を言わない人は一般財源からということなのかなと思ったりもしたんですけど、そういう意味と、できればこういうことしたよと。子どもたちがこうしたら喜ぶよなというようなことで、今さっき言ったクラブの中山間地をまずは何とかしてあげたいという思いが伝わってきました。そういうことに使いたいと。というのは、交通の手段をどうするかということは、それとか、ICTをもう少し充実しないといかんということもあるのかな、そこら辺の思いを、膨らんでいるところを教えてください。

○学校教育課長（山口良二君）

思いを語ればたくさんあるんですけども、当面やはり今、委員がおっしゃったとおり、部活動の地域移行に関して、どうしても保護者の皆さんに御負担というんでしょうか、これまでの学校で行っていた部活動とは違った御協力を頂かないといけない場面も出てくると思います。そういったところをいかに、皆さんで共有しながら改善できていけるか、そこに知恵を絞るといのは、一つだと思います。それと、GIGAスクール構想が、次のセカンドになります。これまでいろんな事

柄をデジタルに置き換えてという段階でございました。今度は、それを子どもたちがいかに授業の中で活用していくか、未来に活用していくか、そして、教職員の働き方の上で、このDXをどう生かしていくかという次の高い段階になりますので、そこで支障がないような設備、そういったところもしっかりと整えていかないといけないと思っておりますので、当面、その大きな2点については遅れをとってはいけないなど考えているところでございます。

○委員（有村隆志君）

ぜひ、子どもたちが本当に待ってるのではないかなと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

○委員（山口仁美君）

すいません、私もこれで最後なんですけれども、教職員の負担軽減のために、人の配置等について、3項目めですね、触れている陳情の内容なんですけれども、負担軽減のためにこれまで人的な支援として、例えばICTの支援員だったり、スクールサポートスタッフだったり、そういった教職員以外の方による支援によって先生方の負担を軽減してきたというようなこともあるかと思うんですけれども、スクールソーシャルワーカーの配置が今なくなったというふうに先生方のほうからありまして、今の状況と今後の方針みたいなのがあれば、お示してください。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午前10時35分」

「再開 午前10時39分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。答弁を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

ソーシャルワーカーの設置ということでございますが、本市におきましては、福祉事務所のほうににじいろを設置した際に、それまで学校に配置しておりましたソーシャルワーカーを保健福祉部局のほうで設置して、学校だけでなく、全体的な調整の中で、学校の現場のことも見ていこうというようなことで取組が始まったところでございます。現在の状況としましては、毎週1回、にじいろのほうと、それから学校教育課のほうにも相談員もいますし、それぞれ情報連携を図りながら取り組んでいるところでございます。ただ、学校現場のほうからソーシャルワーカーが欲しいというような意見があるというのも承知しておりますので、今後も引き続き、こういった形で子どもたちの支援ができていくのか、サポートができていくのかということにつきましては、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

やはり陳情者の側からは、不登校の対応であったり、それから、いろいろな社会的な制度面の活用とか、そういった面では学校の先生方が持っておられない知見を持っておられるので、非常に助かっていたというようなお話もありました。やはり先生方から見えにくいと相談しづらいという面があるのかなと思います。ですので、今後調査・研究ということでありましたけれども、実際現場のお話も聴きながら、こういった形で配置をするのがいいのかということ、再度検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（上小園拓也君）

この学校現場のいろんな様々な声が実際こちらのほうにも届くように、どうやっていけば一番いいのかということ、先ほど申し上げましたとおり、調査・研究してまいりますけれども、いろんな情報をキャッチしながら、引き続き丁寧に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員（藤田直仁君）

今日の陳情者の話をずっと聴いていて、感じたことが1点ありまして、やはり先ほどから言ったようにソーシャルワーカーであったり、支援員であったりと、要するに学校の先生しかできないこ

とと、他の力を借りて業務改善が図れる部分というのはあろうかと思うんですね。金銭的な部分もあるのかもしれませんが、教育委員会としては、できるだけその先生だけしかできない以外の部分で、何か先生たちの業務の負担、それは最終的には子どもたちへの何か教育に関わることであろうかと思しますので、ぜひ検討・研究していただければと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにごぎいませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第3号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時42分」

「再開 午前10時54分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案処理

△ 議案第8号 霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

まず、議案第8号、霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第8号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第8号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第13号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第13号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第13号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第13号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第14号 霧島市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第14号、霧島市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第14号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第14号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第15号 霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第15号、霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第15号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第15号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時58分」

「再開 午前11時07分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。

△ 陳情第1号 誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実を意見書として国へ求める陳情書

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第1号、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実を意見書として国へ求める陳情書について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（有村隆志君）

この陳情者からの項目の二つある中で、1番目のところが、どうしてもこの文章は、事前に遡っ

て、実施前に遡って補償するという。それから、気持ちは分かるんですけど、これは実際ちょっと厳しいのかなあと。そうすると、実際もうなくなった会社もあったりして、そこら辺の本当にすごく煩雑な仕事があるのかなと思っております。であれば、この介護事業所の2番目のほうは理解できるので、ここの1番については、ちょっと私は、どうかというふうに考えています。

○委員（山口仁美君）

1項目めについては、有村委員と同じような意見を持っておりまして、現実問題、法的にも難しいのかなということがあります。2項目めについては、制度、財政措置の部分と、それから利用者負担軽減の部分合わさった文章になっているので、少々文言を整理して、二つに分けても、そのほうが分かりやすいのではないかと思います。ですので、一旦この1項目めは難しいということから、この後、採決をした後、本市議会としての意見書を検討してもいいのかなというふうに思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、委員間討議を終わります。それでは討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（宮田竜二君）

採決するほうがいいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、採決することに決定しました。これより、陳情第1号について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（山口仁美君）

陳情第1号、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実を意見書として国へ求める陳情書につきまして、反対の立場から討論をいたします。この陳情におきまして、1項目めに含まれております令和6年度から実施された訪問介護事業への報酬引下げを撤回し、実施前に遡って保障することという文言がございますが、これは制度的には非常に難しいと考えます。ですので、この1項目めの難しさから考えると、一旦、不採択とすることが適切ではないかと思います。

○委員長（松枝正浩君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。陳情第1号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者ゼロでございます。全会一致で、陳情第1号については、不採択とするべきものに決定しました。休憩します。

「休憩 午前11時11分」

「再開 午前11時12分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは先ほど討論でもありましたように、陳情書は不採択でありますけれども、議会側からの意見書を提出するということが意見がありましたので、出す方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

内容については、先ほどの発言がありましたけれども、そのような内容でお出しすること

でよろしいでしょうか。提出する内容を御提示頂けたらと思います。休憩します。

「休憩 午前11時13分」

「再開 午前11時14分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。それでは意見書の中身についての確認でありますけれども、不採択になった陳情書の中では1項目、2項目というふうにありましたけれども、1項目めの、実施前遡って保障することということは厳しいという御意見でありました。前段にあります、令和6年度から実施された訪問介護事業への報酬引下げを撤回すると、この辺についての意見書への記載というのはいかがでしょうか。

○委員（宮田竜二君）

私の個人的な意見としましては、これは令和6年度からの報酬引下げを撤回するという表現ではなくて、次期は第10期になりますかね、令和9年度からになるかと思いますが、次期第10期からに関しましては、訪問介護事業への報酬を見直すという内容は一文入れたほうがいいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

今、御意見がありましたけれども、ほかにございませんか。

○委員（有村隆志君）

今回、来られた事業所の方は窮乏ということをお使いになってらっしゃるので、10期といたらちょっと時間かかるので、10期を視野に、何かそういうニュアンスで、窮乏、そういう大変な業者を救うような形の何か文言にしたほうがいいんじゃないか。ちょっと急いでという部分を入れてはどうかと思います、どうでしょうか。

○委員長（松枝正浩君）

今の御意見に対してはいかがでしょう。

○委員（宮田竜二君）

有村委員のお考えも理解はできるんですが、国の法律なものですから、国に対して、恐らく今の9期の途中からというのは多分、まず難しいので、意見書としては、ちょっと次期10期からとしたほうがいいのではないかと思います。

○委員（藤田直仁君）

期を入れる入れないというのは、向こうが判断すればいいことなので、あっさり早急な見直しをとかその程度の表現でももう全然問題がないのではないかなど思ったりはするんですが。そうすると、有村委員の早めにしてほしいという言葉と宮田議員の国のところの役立つので、そのところはちょっとニュアンスをぼやかして、早急な対応とか見直しをお願いしたいというような文章に変えたほうがいいのではないかなど思います。

○委員長（松枝正浩君）

では、今、藤田委員のほうからありました、早急な訪問介護事業所への報酬の引下げの見直しをするというような文言にしてはどうかということでもありますけれども、この文言でよろしいでしょうか。

○委員（山口仁美君）

報酬の引下げの見直しというよりは、執行部の説明の中では、例えば処遇改善で改善している部分もあるというようなことなので、全体的な見直しなのかなど思います。ですので、訪問介護事業に関する報酬等の見直し等とかいう言葉を入れたほうがいいのではないかなど思います。

○委員長（松枝正浩君）

今、山口委員のほうからありました文言でありますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

では、1項目につきましては、今、山口委員のおっしゃられました文言で意見書の1項目めとすることでよろしいでしょうか。[「1回言ってもらっていいですか」と言う声あり] 早急な訪問介護事業に関する報酬等の見直しを求めると。よろしいですか。1項目めは、そのような内容でよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

では、2項目めについてはいかがでしょうか。

○委員（山口仁美君）

少し文言を整理して、これ、今2項目で上がってきているんですけども、2項目めをもう一つ項目を増やしまして、介護保険制度への国の財政措置を抜本的に強化し、介護保険料の引上げや利用者負担増に結びつかないようにすることというところで一旦切り、そして次に、介護保険従事者の全産業並みの収入を保障するため、公費による処遇改善を行うことというふうにすると、処遇改善と財政措置が分かれて分かりやすくなるのかなと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、今御提案のありました、2項目め、介護保険制度への国の財政措置を抜本的に強化し、介護保険料の引上げや利用者負担増に結びつかないようにすること。それから、3項目めをつくりまして、介護保険従事者の全産業並みの収入を保障するため、公費による処遇改善を行うことということで、この3項目について、委員会としては案としてお出ししたいと思いますけどいかがでしょうか。休憩します。

「休憩 午前11時20分」

「再開 午前11時42分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは意見書に係る本文につきましてはの御意見をお伺いいたします。

○委員（山口仁美君）

本文の案を読み上げます。超高齢社会を迎え、住み慣れた地域で安心して暮らせるという現在の介護政策の根幹である地域包括ケアを充実させるためには、在宅介護を支える訪問介護事業を地域社会にとって不可欠な事業として守っていく必要があります。しかし、令和6年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬が引下げられ、訪問介護事業の運営が厳しくなり、介護従事者の確保が一層困難になったという声があります。また介護職員の処遇改善の必要性は広く認識されており、処遇改善加算の拡充が図られましたが、事業所の運営や職員の処遇向上に十分な効果を発揮できていないという声もあります。介護保険は介護保険料と給付費が直接に結びつく仕組みであり、介護職員の待遇を改善するために介護報酬を引き上げると介護費用の増大につながり、結果として介護保険料の引上げや利用者負担の増加を招く構造となっています。そのため、財政措置の強化なしに介護報酬の引上げを行うことは、利用者や自治体にとって大きな負担増となる懸念があります。よって、地域における訪問介護サービスの安定的な提供と介護職員の確保を実現するため、以下の事項について強く要望いたしますという内容でいかがでしょうか。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

では今、山口委員のほうからありました文言で、本文については提出するというでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

ではそのようにいたします。文面につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますけれども、

いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ありがとうございます。それでは提出先についてはどのようにいたしましょうか。

○委員（有村隆志君）

それは、陳情者に委員長のほうから確認されておりましたので、そのとおりでよろしいかと思えます。

○委員長（松枝正浩君）

では、確認の意味で申し上げます。提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、この方々へ提出することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ではそのようにいたします。本会議での趣旨説明は委員長が行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ではそのようにいたします。

△ 陳情第2号 誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第2号、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮田竜二君）

意見として、昨日、陳情者の方に御意見、質疑、答弁を頂きました。また、執行部からも、この陳情事項に関して説明を受けましたところ、どうも内容で相反するところがありましたし、もう一点は、執行部からの答弁にも、前島委員の質疑応答によって、ちょっと異なるところがありましたので、この今の段階では、この陳情を不採択にするのか採択するのかという、採択に関する判断に至っておりませんので、私はこの内容に関しまして、継続審査をして、いろいろ調査、調査の内容としては、ただ今回の陳情の方の団体以外の介護事業者の方々の意見も広く取り入れて、判断基準にしたほうがいいんじゃないかというのが私の意見でございます。

○委員（山口仁美君）

審査の中で、明らかに事実と違う部分というのが陳情項目の中にありました。ですので、宮田委員の継続の意見に賛成する部分もあるんですが、全てを確認するというのではなくて、絞り込んで確認をしていくために継続審査とするということであれば、継続でもいいのではないかと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

今、お二方の委員から、継続審査ということで意見が出ましたけれども、この陳情につきましては、継続することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

なしということでしたので、したがって、陳情第2号については、継続審査とすることを決定しました。

△ 陳情第3号 「持続可能な学校の実現を目指す」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第3号、「持続可能な学校の実現を目指す」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について、委員間討議に入ります。御意見はございませんでしょうか。

○委員（山口仁美君）

この陳情については、内容的には非常に理解できるところではあるんですけども、また採決をした後、内容について、やはり審査の中で、スクールソーシャルワーカーがいてくれると非常に現場としては助かるという意見があったものの、本市では置かれていない現状等も明らかになりましたので、採決をした後になりますけれども、所管事務調査等を行ったほうがいいのかというふうに思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。休憩します。

「休憩 午前11時48分」

「再開 午前11時50分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかに御意見ございませんか。先ほど、山口委員のほうからありましたように、採決という御意見がありましたけど、採決ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

これより陳情第3号について、討論に入ります。討論はありませんか。休憩します。

「休憩 午前11時51分」

「再開 午前11時52分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第3号については、採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第3号については、全会一致で採択すべきものと決定しました。ただいま採択すべきと決まりましたので、陳情第3号については、会議規則第14条第2項の規定により、3月27日の本会議において、文教厚生常任委員長名で意見書を提出する議案を提出することになります。裏面の意見書案の内容についてはいかがでしょうか。修正すべき箇所などありましたら御意見を願います。

○委員（山口仁美君）

意見書前文の5行目、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されていますということなんですけど、これ守らないなのか、守られないのかというところで、非常にニュアンスが気になるんですけども、ここは守らないというところ何か非常に、教員の方々自身が守らない違法な状態だというふうに読めてしまう部分もあるのかなと思いますので、上限を守ることができない状態とか、そのような表現でもいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。皆様の御意見を聴きたいです。

○委員長（松枝正浩君）

いかがでしょうか。今、御意見がありました守ることができない状態が放置されていますというようなニュアンスです。ここはこのような修正でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ほかにございませんか。おおむねこの書かれている内容での提出でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ではそのようにいたします。文面については、委員長に御一任願いたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

そのようにさせていただきます。提出先につきましては、意見書案で衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣とありますけれども、このとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

本会議での趣旨説明は委員長が行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それから、この陳情に係るものにつきまして、先ほど山口委員のほうからありましたように、所管事務を今後入れていくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

そのように今後対応してまいりたいと思います。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（松枝正浩君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが御意見はありませんか。休憩します。

「休憩 午前11時56分」

「再開 午前11時57分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き再開いたします。委員長報告に付け加える点としては何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員長報告に付け加える点はなしといたします。以上で審査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（松枝正浩君）

次に、閉会中の所管事務調査についてであります。昨日、内容についてはお諮りしました。福祉センターの関係、それからコミュニティ・スクール、部活動の地域移行ということで5月19日の週ということでお諮りしたわけありますけれども、それでまずよろしいでしょうか。今出てきました、ソーシャルワーカーの件につきましては、また改めて協議をしていくということでよろしいでしょうか。御意見ありますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

では、そのようにいたします。以上で、閉会中の所管事務調査について終わります。

△ その他

○委員長（松枝正浩君）

その他についてですが、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。休憩します。

「休憩 午前11時59分」

「再開 午後0時22分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。その他ですけれども、陳情書第2号に関する所管事務につきましては、陳情書にあります大きな1項目めの①2ポツ目、3ポツ目、そして大きな2の①、③、④、この項目について確認をするということによろしいでしょうか。

[[「はい」と言う声あり]]

ほかにございませんか。日程につきましては4月21日、22日のどちらかでということでしたいたしたいと思います。ほかにございませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、本日の日程は全て終了しました。これで文教厚生常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 0時23分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長 **松枝 正浩**